



あたらしい ふつうをつくる。

[ホーム](#) [お知らせ](#) 法人口座を開設していただく際のお手続きについて

お知らせ

お知らせ

[前へ](#) | [一覧へ](#) | [次へ](#)

2011年10月31日

法人口座を開設していただく際のお手続きについて

昨今、金融機関口座を利用した、法人の未公開株・社債購入等における詐欺被害や不法な商行為による消費者被害が拡大しております。

このような行為において銀行口座が悪用されるケースもあること、および警察庁からの要請もあって、当行では、未然に詐欺被害等を防止し、正当な金融サービスを提供させていただくため、法人口座を開設していただく際には、下記の「公的書類等」による確認および口座開設にかかる審査を実施いたします。

お客さまには、お手数をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1 開始日

2011年11月1日(火)

2 対象のお客さま

法人名義の通常貯金、通常貯蓄貯金および振替口座を開設されるお客さま

※ここでいう法人とは、株式会社、有限会社、合同会社、合名会社および合資会社のことを指し、宗教法人、財団法人および社団法人などの法人は除きます。

3 ご持参いただく公的書類等(以下すべてが必要です)

(1)	法人の履歴事項全部証明書(原本) [※]
(2)	ご来店者の公的な本人確認書類(運転免許証・各種保険証等)
(3)	ご来店者と法人の関係を証する書類(社員証等)
(4)	法人の印鑑証明書(原本) [※]
(5)	(主要)株主名簿または(主要)出資者名簿
(6)	次の書類のいずれか(設立後6か月以内の法人に限る) ・所轄税務署あての法人設立届出書(控) ・所轄税務署あての青色申告承認申請書(控) ・主たる事務所の建物登記簿謄本(現在事項証明書)(原本) [※] または主たる事務所の賃貸借契約書(原本)

※発行日から6か月以内のものに限ります。
※ご提出いただいた書類は、コピー（写し）をとらせていただきます。

4 審査

当行貯金事務センターにおいて、口座開設にかかる審査を実施し、後日、審査結果をご連絡します。
※審査にはおおむね2週間かかります。
※審査の結果、ご希望にそえない場合がございます。

以上

[前へ](#) | [一覧へ](#) | [次へ](#)



Copyright (C) 2011 JAPAN POST BANK Co.,Ltd. All Rights Reserved.